

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	（第一条関係）	1
○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）	（第二条関係）	198
○自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）	（第三条関係）	201
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）	（第四条関係）	204
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）	（附則第九条関係）	206

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一十六 略</p> <p>十七 法第七十二条の二十五第二項から第四項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する処分</p> <p>十八 一二十五 略</p> <p>（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）</p> <p>第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び</p>	<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一十六 略</p> <p>十七 法第七十二条の二十五第二項から第五項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>の規定による承認に関する処分</p> <p>十八 一二十五 略</p> <p>（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）</p> <p>第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（第三項及び第四項並びに次</p>

条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

2 略

3 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

4 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消しの日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

5 前二項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載

条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

2 略

3 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等
を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

4 前項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載

事項等)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(次項第四号において「返礼品等」という。)を提供しない場合には、第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項)とする。

一 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる
基準に適合する旨

二 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

三 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に掲げる基準に適合する旨

四 法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨

五 法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四条の七第二項第五号に掲げる基準に適合する旨

六 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第五項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対

事項等)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等(次項第四号において「返礼品等」という。)を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項)とする。

一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨

二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨

三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間(同条第三項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対

象期間」という。)に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金(次号及び第三号において「第一号寄附金」という。)の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類

3 略
二〇五 略

(道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 法第四十三条及び第七百三十九条の二の規定により市町村が道府県民税、市町村民税及び森林環境税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
(一) 市町村民税・道府県民税・森林環境税／税額	第一号の三様式
決定／納税／通知書	
略	

2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九条の

象期間」という。)に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金(次号及び第三号において「第一号寄附金」という。)の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類

3 略
二〇五 略

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 法第四十三条の規定によつて 市町村が道府県民税及び市町村民税 の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
(一) 市町村民税・道府県民税	第一号の三様式
決定／納税／通知書	
略	

2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者(以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。)に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書(次項において「特別徴収義務者用通知書」という。)の副本として、同条第一項に規定する通知事項(法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。)を、第九条の

二十二第一項に規定する方法又は第十条第二十項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の二十二において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

3～8 略

（附属申告書等）

第二条の二 略

2及び3 略

4 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものにつ

二十二第一項に規定する方法又は第十条第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の二十二において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

3～8 略

（附属申告書等）

第二条の二 略

2及び3 略

4 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものにつ

いては、この限りでない。

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四條第五項、第九十五條第五項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次條第四項、第二條の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二條の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

6 9 略

(確定申告書の付記事項等)

第二條の三 略

2 略

3 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五條の三第三項及び第三百十七條の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七條の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出し

いては、この限りでない。

5 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四條第四項、第九十五條第四項若しくは第二百三條の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次條第四項、第二條の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二條の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

6 9 略

(確定申告書の付記事項等)

第二條の三 略

2 略

3 国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五條の三第三項及び第三百十七條の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七條の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出し

なければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項、第九十五条の二第二項若しくは第二十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第二十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

5 及び 6 略

なければならぬ。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項、第九十五条の二第二項若しくは第二十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二十三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一 三 略

5 及び 6 略

(給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の二 略

- 2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、当該給与所得者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第二項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

- 4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第三項及び第三百七十七条の三の二第三項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四第一項第二号において「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九百九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第三項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第三項及び第三百七十七条の三の二第一項及び第三項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、前項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは

(給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の二 略

- 2 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、当該給与所得者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。）又はこれらの書類を、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第二項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

- 4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四第一項第二号において「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第九百九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、前項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは

「第四十五条の三の二第三項及び第三百七条の三の二第三項の規定」と読み替えるものとする。

(給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

2 法第四十五条の三の二第三項及び第三百七条の三の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

3 9 略

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者(法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の

「第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

(給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項)

第二条の三の三 略

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

3 9 略

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者
が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の

規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

- 11 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第二項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第五項若しくは第九十五条第五項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。
- 一 三 略
- 12 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて

規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

- 11 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者
- が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第二項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第九十四条第四項若しくは第九十五条第四項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。
- 一 三 略
- 12 控除対象外国扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者

異動がない旨の記載をした者を含む。)が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第二項及び第三項並びに第三百七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならぬ。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

13
略

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七条の三の二第五項の規定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

- 二 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七条の三の二第五項の規定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第三項の申告書に記載すべ

が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第二項及び第三項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならぬ。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

13
略

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

- 二 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供 所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべ

き事項

- 2 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

- 3 法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項中「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第五項及び第三百七十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入

する場合（法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

き事項

- 2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

- 3 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項中「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税

の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合（法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の七 法第七十一条の十第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 利子等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金
金を納入する場合（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の六様式による納入書（当該様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の十 法第七十一条の三十一第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 特定配当等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二

第三条の七 法第七十一条の十第二項の規定によつて道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 利子等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金
金を納入する場合（口座振替の方法
により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の六様式による納入書（当該様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の十 法第七十一条の三十一第二項の規定によつて道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 特定配当等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法

項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の九様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の十二 法第七十一条の五十一第二項の規定により道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の十二様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（法第七十二条の二第一項第三号の事業）

により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の九様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式）

第三条の十二 法第七十一条の五十一第二項の規定によつて道府県知事に提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

略

2 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合（口座振替の方法により納入する場合を除く。）には、当該納入金に第十二号の十二様式による納入書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納入するものとする。

（法第七十二条の二第一項第三号の事業）

第三条の十四 略

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電し、又は放電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電し、又は放電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（政令第二十二号第八号の総務省令で定めるもの等）

第四条の二の二 政令第二十二号第八号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）一三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。）とする。

2 略

第三条の十四 略

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（政令第二十二号第八号の総務省令で定めるもの等）

第四条の二の二 政令第二十二号第八号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第三条第一項第二号に規定する非化石証書（非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）一三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。）とする。

2 略

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認等の申請書（法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書）	第十三号の二様式
略	略

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認等の申請書（法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を 法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書）	第十三号の二様式
略	略

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事

情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書）	第六号様式、第六号様式（その2）又は第六号様式（その3）（別表五から別表十四まで）

2及び3 略

（法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書）	第六号様式、第六号様式（その2）又は第六号様式（その3）（別表五から別表十四まで）

2及び3 略

（法第七十二条の四十八第三項第二号口の事業等）

第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号口に規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 略

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

第六条の二の二 略

2～4 略

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所及び蓄電用の施設の認可出力
略	

6 略

(申告書の付記事項)

第六条の八 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 略

四 法第七十二条の四十九の十二第十三項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五～八 略

2 略

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

第六条の二の二 略

2～4 略

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所	の認可出力
略		

6 略

(申告書の付記事項)

第六条の八 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 略

四 法第七十二条の四十九の十二第九項に規定する譲渡損失の金額を有する者にあつては、その金額

五～八 略

(道府県たばこ税に係る申告書等の様式)

第八条の五 略

2 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十六号の四様式による納付書(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法第四百四十五条第五号のエネルギー消費効率)

第九条 法第四百四十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネ

(道府県たばこ税に係る申告書等の様式)

第八条の五 略

2 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十六号の四様式による納付書(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法第四百四十五条第五号のエネルギー消費効率)

第九条 法第四百四十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネ

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 略

2～7 略

8 法第四百九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条 において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 略

2～7 略

8 法第四百九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百九条第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。次号及び第十三項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十

二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

9 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

10 略

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

12 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

9 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

10 略

11 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

12 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

13 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバス で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

13 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十

以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第四百九十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が

三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。)が百(車両総重量が二・五トン以下の

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・

向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第四百九十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五

トラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五)以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15| 法第百四十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ| 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二| 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第百四十九条第一項第四号トに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

15| 法第百四十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一| 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百五 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第四百九十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百九十九条第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十二項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17| 法第四百九十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百九十九条第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第二十二項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

17| 法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

18| 略

19| 法第四百九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

20| 法第四百九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

21| 略

24| 法第四百九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が

18| 法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

19| 略

20| 法第四百九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

21| 法第四百九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

21| 略

25| 法第四百九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トン

三・五トン以下のバス 〔で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。第二十六項及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。〕

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

25] 法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が

三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

26] 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであ

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。 第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3) の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

26] 法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

ること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

27 法第百四十九条第一項第六号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが百五 以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

28 法第百四十九条第一項第六号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ト(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29 法第百四十九条第一項第六号ト(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

27 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

28 法第百四十九条第一項第六号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号へ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十 以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29 法第百四十九条第一項第六号へ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

30 法第四百九十九条第一項第六号ト(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

31 略

32 法第四百九十九条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率

を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

33 略

34 法第四百九十九条第二項において準用する同条第一項(第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十	第三条に規定する十・十五モード燃費値(以下この条において「十・十五モード燃費値」という。)が同告示第三条第一号
--------	--	---

30 法第四百九十九条第一項第六号へ(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

31 略

32 法第四百九十九条第二項に規定する

令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

33 略

34 法第四百九十九条第二項において準用する同条第一項(第四号イからニまでに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項及び第十一項から第十三項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五	第三条に規定する十・十五モード燃費値(次号及び第十一項から第十三項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。)が同条第一号
--------	---	--

	<p>ること及び</p> <p>率（以下この条 において 「平成二十二年 度基準エネルギー 消費効率」とい う。）に百分の 百七十三を乗 じて得た数値以 上であること並 びに</p>	<p>その旨</p> <p>その旨並びに自 動車のエネルギー 消費効率の算定 等に関する省令 に規定する国土 交通大臣が告示 定める方法（平 成十八年国土交 通省告示第三百 五十号）第一條 第一項第二号及 び第三号に掲げ る方法（以下こ の条 において 「JCO八モード 法及びWLTCモ ード法」とい う。）により当 該自動車のエネ ルギー消費効率 が算定されてい ない旨</p>

	<p>ること及び</p> <p>率（次号及び第 十一項から第十 三項までにおい て「平成二十二 年度基準エネル ギー消費効率」と いう。）に百分 の百六十二を乗 じて得た数値以 上であること並 びに</p>	<p>その旨</p> <p>その旨並びに自 動車のエネルギー 消費効率の算定 等に関する省令 に規定する国土 交通大臣が告示 定める方法（平 成十八年国土交 通省告示第三百 五十号）第一條 第一項第二号及 び第三号に掲げ る方法（次号及 び第十一項から 第十三項まで において「JCO 八モード法及び WLTCモード法 」という。）に より当該自動車 のエネルギー消 費効率が算定さ れていない旨</p>
--	---	--

略

略

第十二項第二号	第十三項第二号
第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び	燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び
その旨並びにJCOモード燃費値が十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに

37 、 第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。の規定の適用があ	35 及び 36 略	第十四項第二号	燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）以上であること及び その旨	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて得た数値以上であること並びに
			その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率を算定されていない旨	

37 、 第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。の規定の適用があ	35 及び 36 略			
				ド法により当該自動車のエネルギー消費効率を算定されていない旨

る場合における第八項、第十一項、第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	<p>第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・ 向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び</p>	<p>第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに</p>
その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されて	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されて

る場合における第八項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	<p>第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・ 向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び</p>	<p>第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに</p>
その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されて	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されて

号	第二十項第一	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及びその旨	号	第十九項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及びその旨	号	第十六項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及びその旨	略	いない旨

号	第二十一項第一	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及びその旨	号	第二十項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及びその旨	号	第十七項第二	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及びその旨	略	いない旨

第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
	その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率ที่กำหนดされていない旨

38 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第三十項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項）において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。同項において同じ。）において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項及び前項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条

第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
	その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率ที่กำหนดされていない旨

38 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第二十五項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第九条の四第二十五項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。第九条の四第二十五項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十七項まで、第二十項、第二十一項及び第二十四項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項及び第三十七項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条

に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法第五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法第五十七條第一項第一号イの乗用車等)

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

- 二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第五十七條第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

3 法第五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

4 法第五十七条第一項第一号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

ス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

3 法第五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

4 法第五十七条第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が

三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロ又はハ に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハ 窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第五十七条第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満

であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法第五十七條第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

8 法第五十七條第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であるこ

7 法第五十七條第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

8 法第五十七條第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いること。

三 略

9 法第百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満 であるこ
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
ていること。

二 略

10 法第百五十七条第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定める
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上八十五未満であるこ
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
ていること。

二 略

11 法第百五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以
下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油
軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く
。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項
第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸
化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、
かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
ていること。

三 略

9 法第百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であるこ
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
ていること。

二 略

10 法第百五十七条第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定める
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
ていること。

二 略

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12| 法第百五十七條第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

13| 法第百五十七條第一項第三号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14| 法第百五十七條第一項第三号ヘに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満

である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

15| 法第百五十七條第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（

11| 法第百五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12| 法第百五十七條第一項第三号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

13| 法第百五十七條第一項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（

平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

であ

ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

17| 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車

で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

当する自動車とする。

平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14| 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

15| 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以

下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)

の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)

の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満

であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18| 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が

三・五トン以下のバス 三・五トン以下のバス で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法第五十七條第二項第一号二に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20| 法第百五十七条第二項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

21| 法第百五十七条第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

17| 法第百五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

18| 法第百五十七条第二項第二号 に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

であ

ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

22| 法第五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

23| 法第五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

であ

ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

24| 法第五十七条第二項第三号ロに規定する乗用車

に掲げる要件
で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上
であること

及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

19| 法第五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

20| 法第五十七条第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いふこと。

25| 法第百五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

26| 法第百五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

27| 法第百五十七條第二項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

28| 法第百五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第五項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

いふこと。

21| 法第百五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

22| 法第百五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

23| 法第百五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イからニまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項から第四項まで並びに第十四項及び第十五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

第一項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値（以下この条において「十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条にお

げる字句とする。

第一項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値（以下この条において「十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条にお

略	第二項第二号	略	略
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨		
略	第二項第二号	略	略
略	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨	略	略
略	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨	略	略

第三項第二号	第二項第二号	略	略
	令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及びその旨		
略	第二項第二号	略	略
略	令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及びその旨	略	略
略	令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及びその旨	略	略

<p>第五項第二号</p>	<p>令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満)であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十六項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
	<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

<p>第十四項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
	<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>

	<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十六項第三号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十七項第二号</p>	<p>令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>であること及び</p>		

	<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十四項第三号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第十五項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満(バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満)</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>であること及び</p>		

第十七項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十九項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

エネルギー消費効率が算定されていない旨

29| 法第百五十七條第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLT Cモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
--------	-------------------------------------	--

24| 法第百五十七條第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十四項、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLT Cモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
--------	--------------------------------------	---

第九項第一号	第八項第二号	第七項第二号	第二項第二号
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨
令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上である旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九項第一号	第八項第二号	第七項第二号	第二項第二号
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨
令和十二年度燃費基準達成レベルが九十四以上である旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十七項第二	令和十二年度燃費基準達	その旨	であること及び	未満	であること及び	第十項第一号	令和十二年度燃費基準達 成レベルが八十以上八 十五未満であること及び その旨	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達 成レベルが百十六以上であ ること並びに	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達 成レベルが六十以上七十 未満	その旨	であること及び	未満	であること及び	第十六項第二 号	令和十二年度燃費基準達 成レベルが六十以上七十 未満	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成 レベルが八十七以上であ ること並びに	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成 レベルが八十七以上であ ること並びに	令和十二年度燃費基準達成

第十四項第二 号、第十八項 第二号及び第 十九項第一号	令和十二年度燃費基準達 成レベルが営業用の乗用 車にあつては六十以上六 十五未満、自家用の乗用 車にあつては六十以上七 十五未満であること及び その旨	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	十五未満であること及び	その旨	十五未満であること及び	第十項第一号	令和十二年度燃費基準達 成レベルが七十五以上八 十五未満であること及び その旨	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成 レベルが百九以上であ ること並びに	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	十五未満であること及び	その旨	であること及び	未満	であること及び	第十四項第二 号、第十八項 第二号及び第 十九項第一号	令和十二年度燃費基準達 成レベルが営業用の乗用 車にあつては六十以上六 十五未満、自家用の乗用 車にあつては六十以上七 十五未満であること及び その旨	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成 レベルが八十七以上であ ること並びに	その旨及びW L T Cモ ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成 レベルが八十七以上であ ること並びに	令和十二年度燃費基準達成

第二十三項第一号		第二十二項第二号		第二十一項第二号		号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び
令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

その旨	第二十四項第一号	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに
その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

30) 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十七項まで（これらの規定を前二項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。

（）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

25) 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十二項まで（これらの規定を第二十三項及び第二十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 略

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名(第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(第二十四条の三十九第五項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。)を併せてこれを送信しなければならない。

3 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の二十六 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者(当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者)が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により年金保険者が通知すべき事項を記録した次条第二十項に規定する記録用の媒体(次項において「光ディスク等」という。)を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する方法により行うものとする。

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法)

第九条の二十二 略

2 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名(第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(第二十四条の三十九第五項第一号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。)を併せてこれを送信しなければならない。

3 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の二十六 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者(当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者)が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により年金保険者が通知すべき事項を記録した第十条第七項に規定する記録用の媒体(次項において「光ディスク等」という。)を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する方法により行うものとする。

2
5
略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2
5
略

6| 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（総務大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、第三項及び第二十四条の三十九の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて総務大臣の定める基準に適合するものであることにつき機構の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下この項から第八項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下この項から第八項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、機構に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、法第三百十七條の六及び第七百四十七條の二の規定を適用する。

7| 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、総務大臣が定める。

2
5
略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2
5
略

8 第六項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で総務大臣が定める期間保存しなければならぬ。

9 第六項の認定を受けようとする者(当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十五項において同じ。)は、次に掲げる事項を機構に申請しなければならない。

一 当該認定を受けようとする者の氏名(法人にあつては、名称。以下この条において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。同号において同じ。)

二 当該認定に係る電子計算機の名称

三 当該認定に係る電子計算機が第六項の総務大臣の定める基準に適合することを証する事項

四 その他参考となるべき事項

10 機構は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第六項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

11 機構は、第六項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機(以下この条において「認定電子計算機」という。)について当該認定を受

けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることが出来る。

12| 認定事業者は、第九項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

13| 機構は、前項の届出があつた場合において、第十一項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

14| 機構は、第六項の認定をした後、認定電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

15| 機構は、第十項又は前項の処分をするときは、第六項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

16| 機構は、第十四項の処分をした場合（第六項の認定につき第十一項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

17| 第六項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

- 一| 当該申請等を行おうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号
- 二| 当該申請等に係る認定電子計算機の名称
- 三| 当該申請等に係る認定電子計算機について認定事業者の氏名及び住

所又は居所

四 当該申請等の種別

五 その他参考となるべき事項

18 前項の届出をした者は、同項第二号から第五号までの届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならぬ。

19 略

20 法第三百七十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

21 法第三百七十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、前条第一項に規定する方法とする。

6 略

7 法第三百七十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

8 法第三百七十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の二十六第一項に規定する方法とする。

9 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二 法第三百七十七条の六第七項の承認を受けようとする旨

三 光ディスク等の種類

四 光ディスク等の規格

五 光ディスク等により調製し、提出しようとする法第三百七十七条の六第五項の給与支払報告書及び同条第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

22| 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十條の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、守口市の区域、門真市の区域、箕面市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

2 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 略

2 14 略

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あつせん事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

六| その他参考となるべき事項

10| 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十條の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、守口市の区域、門真市の区域、箕面市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

2 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 略

2 14 略

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あつせん事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十二条の十の五の施設)

第十一条の九 略

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十 略

(政令第五十二条の十の九第二号の施設)

第十一条の十一 略

(法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナ)

第十一条の十二 略

(政令第五十二条の十の四の研究開発)

第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究

開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。

一 産業構造の高度化の推進、資源の合理的な開発・利用の推進、産業
公害の防止等を目的とした大型工業技術に関する研究開発

二 革新性が強く、かつ、研究開発に長期間を要する次世代産業基盤技
術に関する研究開発

三 福祉の用に供される機器の開発に必要な産業技術に関する研究開発

(政令第五十二条の十の五の施設)

第十一条の十 略

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十一 略

第十一条の十二 削除

(政令第五十二条の十の九第二号の施設)

第十一条の十三 略

(法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナ)

第十一条の十四 略

(政令第五十二条の十一の業務)

第十一条の十三 略

(法第三百四十九条の四第八項の規定による通知書)

第十五条 法第三百四十九条の四第八項の規定によつて総務大臣が道府県知事に対してする通知には、法第三百八十九条第一項、第三百九十三条第一項又は第四百七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に記載する事項の外、償却資産の価額の合計額、償却資産所在地の市町村の人口及び当該市町村に係る法第三百四十九条の四第一項の表の下欄の金額を記載しなければならない。

(法第三百九十三条第二項の情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の六の二 法第三百九十三条第二項に規定する電子情報処理組織

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等(送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者という。)の使用に係る電子計算機と受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその通知すべき事項に係る情報を

(政令第五十二条の十一の業務)

第十一条の十五 略

(法第三百四十九条の四第八項の規定による通知書)

第十五条 法第三百四十九条の四第八項の規定によつて総務大臣が道府県知事に対してする通知には、法第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に記載する事項の外、償却資産の価額の合計額、償却資産所在地の市町村の人口及び当該市町村に係る法第三百四十九条の四第一項の表の下欄の金額を記載しなければならない。

送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の三 略

2 略

(法第四百七条第五号の者)

第十五条の六の四 略

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面)

第十五条の六の五 略

(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネ

(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の二 略

2 略

(法第四百七条第五号の者)

第十五条の六の三 略

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面)

第十五条の六の四 略

(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネ

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 略

2 4 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車

窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び第八

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 略

2 4 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車

窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次号及び第八

項第二号において「燃費評価実施要領」という。) 第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

7 略

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排

項第二号において「燃費評価実施要領」という。) 第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第三号)において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

7 略

8 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排

出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 略

10 法第四百四十六条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率

を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

11 略

12 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準	第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一	号に規定する平成二十二

（出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 燃費評価実施要領第四条 に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9 略

10 法第四百四十六条第二項に規定する

令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

11 略

12 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準	第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一	号に規定する平成二十二

<p>第五項第三号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率が算定されていない旨</p>		<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第八項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>		<p>準達成レベル」という。 （が八十以上であること及び</p>	<p>年度基準エネルギー消費効率（次号及び第八項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>第五項第三号</p>	<p>燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率が算定されていない旨</p>		<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第八項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>		<p>準達成レベル」という。 （が七十五以上であること及び</p>	<p>年度基準エネルギー消費効率（次号及び第八項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	<p>第八項第二号</p> <p>燃費評価実施要領第四号の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モ</p> <p>ルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>燃費評価実施要領第四号の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モ</p> <p>ルギー消費効率に百分の百六十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	<p>第八項第二号</p> <p>燃費評価実施要領第四号に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モ</p> <p>ルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>燃費評価実施要領第四号に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び</p>	<p>その旨並びにJCO八モ</p> <p>ルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

<p>13 略</p> <p>ード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>
<p>15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「<u>第四条の五</u>に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び」とあるのは「<u>第四条の二</u>に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。</p>	<p>16 国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項にお</p>

<p>13 略</p> <p>ード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>
<p>15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項第二号中「<u>第四条の三</u>に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び」とあるのは「<u>第四条の二</u>に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。</p>	<p>16 国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項にお</p>

て同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項)において同じ。)により国土交通

大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル)をいう。第十五条の十一第七項において同じ。)に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第五項及び第八項(これらの規定を第十二項及び前項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化

て同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第十五条の十一第七項において同じ。)により国土交通

大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル(道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル)をいう。第十五条の十一第七項において同じ。)に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第五項及び第八項(これらの規定を第十二項及び第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号のイの窒素酸化

化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第四百五十一条第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第四百五十一条第二項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満である

すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第四百五十一条第二項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイに掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満である

こと及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエ</p>

こと及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第一項から第四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項第二号 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びに自動車のエ</p>

		第二項第二号		略	
	その旨	及び	令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること		
算定されていない旨	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	値以上であること並びに	平成一十一年度燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数	略	エネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

		第二項第二号		略	
	その旨	及び	平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること		
算定されていない旨	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	値以上であること並びに	平成一十一年度燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数	略	エネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JC〇八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに
第三項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第四項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨		その旨並びにJCOモード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第四項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の

		6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
	び	その旨	百四十七を乗じて得た数値以上であること並びに
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTモード法」という。	算定されていない旨

		6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
	び	その旨	百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（第三項第二号において「WLTモード法」という。	算定されていない旨

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及びその旨	（）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

7 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車に新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間において、当該軽自動車に対する第一項から第四項まで（これらの規定を前二項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること及びその旨	（）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

7 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車に新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間において、当該軽自動車に対する第一項から第四項まで（これらの規定を第五項及び第六項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める

〔原動機付自転車〕

第十五条の十五 法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

- 一 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車
- 二 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車
- 三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車

（市町村たばこ税に係る申告書等の様式）

第十六条の二の四 略

2 卸売販売業者等が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第三十四号の二の五様式による納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口）

第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口（次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」

〔原動機付自転車〕

第十五条の十五 法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。

（市町村たばこ税に係る申告書等の様式）

第十六条の二の四 略

2 卸売販売業者等が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第三十四号の二の五様式による納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口）

第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口（次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」

という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。

一 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査人口等基本集計第二―七表(男女、年齢(五歳階級及び三分区)、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比「年齢別」)の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇〜四歳」、「五〜九歳」、「十〜十四歳」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業員・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表(男女、年齢(五歳階級)、常住地又は従業員地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表頭「常住地又は従業員地・通学地」が「県内他市町村に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数と表頭「常住地又は従業員地・通学地」が「他県に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業員・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表(男女、年齢(五

という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。

一 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三―二表(年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人))の表頭「総数(年齢)」のうち総数の欄の数から「(再掲)〇〜四歳」、「(再掲)五〜九歳」、「(再掲)十〜十四歳」及び「(再掲)十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業員・通学地による人口・就業状態等集計第二表(常住地又は従業員地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級)、男女別人口、就業者数及び通学者数)の表頭「従業員地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業員・通学地による人口・就業状態等集計第二表(常住地又は従業員地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級)、男女別人口、就業者数及び通学者数)の表頭「従業員地・通学地による人口」のう

歳階級)、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他区に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五歳十九歳」の各欄の数を控除した数

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 略

2 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 三 略

四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設

五 及び六 略

3 略

(政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四

十二第一項の申請書等の提出)

第十六条の二十二の二 略

ち「うち自市内他区に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳十九歳」の各欄の数を控除した数

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十 略

2 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 三 略

四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設

五 及び六 略

3 略

(政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四

十二第一項の申請書等の提出)

第十六条の二十二の二 略

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞なく、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してしなければならない。

一〜四 略

五 法第六百二条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡のうち政令第五十条の四十五第四項第二号に掲げるもの 次に掲げる書類

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）
第十四条第二項の通知の文書の写しその他の当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第二号イに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類

ロ 略

六〜十二 略

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知等）

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一〜十 略

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四十二第八項の規定による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞なく、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類その他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してなければならない。

一〜四 略

五 法第六百二条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡のうち政令第五十条の四十五第四項第二号に掲げるもの 次に掲げる書類

イ 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）
第十条第二項の通知の文書の写しその他の当該土地の譲渡が政令第五十四条の四十五第四項第二号イに掲げる要件に該当する事実を明らかにする書類

ロ 略

六〜十二 略

（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知）

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一〜十 略

十一 政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 略

3 行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知等（法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長

の使用に

係る電子計算機に伝送されること。

十一 政令第二十四条の三第六項

の規定による通知

2 略

3 行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知（法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長（法第七百四十七

条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規

定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）の使用に

係る電子計算機に伝送されること。

ハ 当該他の行政機関の長

の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二及び三 略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿(同項

に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。

一)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は、次に掲げる要件(当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。)に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。)に当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が開発したプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項及び第五項第四号において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿

ハ 当該他の行政機関の長(法第七百四十七条の四第一項に規定する

行政機関の長をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二及び三 略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿(同項

に規定する地方税関係帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。

一)に係る電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は、次に掲げる要件(当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。)に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。)に当該法第七百四十八条第一項各号に掲げる者が開発したプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項及び第五項第五号において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿

に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ〜ニ 略

二及び三 略

2〜4 略

5 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ及びロ 略

に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ〜ニ 略

二及び三 略

2〜4 略

5 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類（同項に規定する地方税関係書類に限る。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとする同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該者が同号イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ及びロ 略

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大き

ハ|
略

三|
六|
略

6
略

7 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした当該各号の中欄に掲げる書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。）は、第五項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類

さが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。）を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該地方税関係書類の大きさに関する情報

二|
略

三| 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四|
七|
略

6
略

7 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした当該各号の中欄に掲げる書類（以下この項及び次項において「過去分書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提出したとき（従前において当該過去分書類と同一の種類書類に係る適用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。）は、第五項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類

(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分書類(当該地方団体に係るものに限る。)に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと)」とあるのは「こと」と

す
る。
一〜三 略

8及び9 略

(法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存)

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以下この項及び第三項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面によ

(当該事務の責任者が定められているものに限る。)の備付けを行うことにより、当該過去分書類(当該地方団体に係るものに限る。)に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号ロ中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該地方税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと)」とあるのは「こと」と、同号ハ中「情報(当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」とす

る。
一〜三 略

8及び9 略

(法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存)

第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以下この項及び第三項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面によ

り行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第五号並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。

）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）に応じることができている場合には、同条第五項第五号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五千万円以下である事業者である場合又は地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であつて、当該電磁的記録の提示等の要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一 略

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付す

ハト。

イ及びロ 略

り行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求

に）に応じることができている場合には、同条第五項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であつて、当該要求

に）に応じることが

できるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従つて保存しなければならない。

一 略

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ及びロ 略

三及び四 略

2 略

3 次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従つて当該各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したとき、又はそれぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相対的理由があると認め、かつ、当該保存義務者が地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようになっているときは、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合又は当該理由がなかつたとした場合において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

一 法第七十四条の二 第一項に規定する卸 売販売業者等	同条第三項に 規定する書類	同項の小売販売業者の営業 所在地の道府県知事
	同条第四項に 規定する書類	同項の小売販売業者である 卸売販売業者等の営業所所 在地の道府県知事
二 法第四百四十四条の 二	同項に規定す	法第四百四十四条の二第一項

三及び四 略

2 略

3 保存義務者
が、災害その他やむを得ない事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところに従つて当該記載事項に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明したとき

は、第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合

において、当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

三十五第六項に規定する特別徴収義務者	る書類	に規定する軽油の納入地所 在地の道府県知事
三 法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類 同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所在地の市町村長 同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所在地の市町村長

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 国税通則法第七十四条の十二第一項の規定による閲覧及び提供（地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。）については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税（特別徴収の方法により納入するものに限る。）	第五号の十五の様式
二 法人の道府県民税若しくは法第七百三十	第十二号の二の様式

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 国税通則法第七十四条の十二第六項の規定による閲覧及び提供（地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。）については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。

<p>四 条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税又は法人の事業税及び特別法 人事業税</p>	<p>式</p>
<p>三 利子等に係る道府県民税</p>	<p>第十二号の六の二様式</p>
<p>四 特定配当等に係る道府県民税（第六号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第十二号の九の二様式</p>
<p>五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税</p>	<p>第十二号の十二の二様式</p>
<p>六 特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。）</p>	<p>第十二号の十五の二様式</p>
<p>七 道府県たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）</p>	<p>第十六号の四の二様式</p>
<p>八 法人の市町村民税</p>	<p>第二十二号の四の二様式</p>
<p>九 市町村たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）</p>	<p>第三十四号の二の五の二様式</p>

（政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払う

附則

附則

べき金額)

第二条の七の二 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第六條の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

（法附則第九条第二十項の取引）

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則
附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

（法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋）

第三条の二の六 法附則第十条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することに

（法附則第九条第二十項の取引）

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

より証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の七 略

2 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の八 略

2 略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の九 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の十 略

2 略

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十一 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十二 略

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の六 略

2 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の七 略

2 略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の九 略

2 略

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十一 略

(政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業)

第三条の二十三 政令附則第七条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業(同号に規定する認定事業をいう。以下この条において同じ。)が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業(同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この条において同じ。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされた認定事業とする。

(政令附則第七条第十二項の施設)

第三条の二十四 政令附則第七条第十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第十五項第二号の建築物)

第三条の二十五 政令附則第七条第十五項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。
一 略

(政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助)

第三条の二十六 政令附則第七条第十五項第三号に規定する政府の補助

(政令附則第七条第十一項の施設)

第三条の二十二 政令附則第七条第十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第十四項第二号の建築物)

第三条の二十三 政令附則第七条第十四項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。
一 略

(政令附則第七条第十四項第三号の政府の補助)

第三条の二十四 政令附則第七条第十四項第三号に規定する政府の補助

で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等）

第三条の二十七 略

2 略

（政令附則第七條第十九項の証明がされた家屋）

第三条の二十八 政令附則第七條第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額（附則第三条の二十において「増築等の工事に要した費用の額」という。）が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

（政令附則第七條第二十一項の証明がされた家屋）

第三条の二十九 政令附則第七條第二十一項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七條第二十一項に規定する家屋の用途が同項に規定する用

で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等）

第三条の二十五 略

2 略

（政令附則第七條第十八項の証明がされた家屋）

第三条の二十六 政令附則第七條第十八項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額（附則第三条の十八において「増築等の工事に要した費用の額」という。）が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

（政令附則第七條第二十項の証明がされた家屋）

第三条の二十七 政令附則第七條第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七條第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用

途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十二項の証明がされた家屋)

第三条の二十 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二十一 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の十八 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二十二 略

(政令附則第七条第二十五項第二号の施設)

第三条の二十三 政令附則第七条第二十五項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十四 政令附則第九条の二に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2～11 略

12 法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二十 略

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二十一 政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十二 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 略

2～11 略

12 法附則第十二条の二の七第五項又は第六項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	第二項	第十六号の三十様式 一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は
八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	八の二 当該報告対象期間内に行つた法附則第十二条の二の七第五項から第七項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量	第十六号の三十の様式	一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は
第一項	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	第二項	第十六号の三十様式 一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は
八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）	八の二 当該報告対象期間内に行つた法附則第十二条の二の七第五項又は第六項に規定する譲渡に関する事実及びその数量	第十六号の三十の様式	一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は

13
略

略	名称を証するに足りる書類	名称を証するに足りる書類
		一の二 法附則第十二 条の二の七第六項又は第七項に規定する譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

(福島県双葉郡檜葉町等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本
-----	----------------------------------	--

13
略

略	名称を証するに足りる書類	名称を証するに足りる書類
		一の二 法附則第十二 条の二の七第六項に規定する譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

(福島県双葉郡檜葉町等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本
-----	----------------------------------	--

		第二項		
の 当該人口をいう。以下この項及び次項		国勢調査のうち最近のもの	により前年度末までに	昼間人口（従業地、通学地による人口が
に特例率		平成二十二年の国勢調査	により	特例昼間人口（
		従業地、通学地による人口		台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）

		第二項		
の 当該人口をいう。以下この項及び次項		国勢調査のうち最近のもの	により前年度末までに	昼間人口（従業地、通学地による人口が
に特例率		平成二十二年の国勢調査	により	特例昼間人口（
て同法に基づき住民基本台		従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台		台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）

同項の人口	常住人口 （ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口	を乗じて得た人口をいう。以下この項
	昼間人口から常住人口		
	特例昼間人口から特例人口		

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 略

2～7 略

8 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置（同項

同項の人口	当該市町村の常住人口（ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口	帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項
	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特定特例人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において「特定特例人口」という。）
	特例昼間人口から特定特例人口		

（法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等）

第四条の十一 略

2～7 略

8 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項において同じ。）、衝突被害軽減制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第九項及び第十四項において同じ。）、車線

に規定する側方衝突警報装置をいう。次項及び第十二項 において同じ。
）及び衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十項及び第十三項において同じ。）を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第六十七条の五及び第四百四十五条の五の基準とする。

逸脱警報装置（同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項において同じ。）及び側方衝突警報装置（同条第四項に規定する側方衝突警報装置をいう。第十二項及び第十七項において同じ。）を

搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

9| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

10| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。

11| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

12| 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の五

及び第四百四十五条の五の基準とする。

10 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

11 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。

12 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

13 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

14 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める乗用車

13 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十三号に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。

14 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

15 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

16 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

17 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

18 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が明らかにされているものとする。

は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

15| 法附則第十二条の二十三第六項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

16| 法附則第十二条の二十三第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項及び第五項

に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項 において同じ。）

ニ 略

17| 略

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 略

2 略

19| 法附則第十二条の二十三第七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 略

二 法附則第十二条の二十三第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項、第五項第三号及び

第四号並びに第六項に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項及び第七項において同じ。）

ニ 略

20| 略

（法附則第十二条の三第二項第二号の基準等）

第五条の二 略

2 略

3| 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル(以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平

成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする⁹⁾

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

三 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル(以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証

成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする⁹⁾

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8 法附則第十二条の三第五項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

三 令和二年度燃費基準達成レベル

が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証

においてその旨が明らかにされていること。

4| 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

5| 法附則第十二条の三第二項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 及び二 略

6| 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

7| 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

においてその旨が明らかにされていること。

9| 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

10| 法附則第十二条の三第五項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一 及び二 略

11| 法附則第十二条の三第六項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

12| 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の
1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、か
つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

8| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で
定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一及び二 略

9| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定する国土交
通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が
偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直
接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土
交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交
通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象と
なつた自動車は新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ
ル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。）に
記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車
に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該
自動車に対する第三項から前項まで の規
定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証
」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」
と読み替えるものとする。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ
の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、か
つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

13| 法附則第十二条の三第六項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で
定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一及び二 略

14| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の五第一項に規定する国土交
通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が
偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直
接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土
交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交
通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象と
なつた自動車は新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ
ル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。）に
記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車
に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該
自動車に対する第三項から第六項まで及び第八項から第十三項までの規
定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証
」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」
と読み替えるものとする。

(法附則第十四条の二第三項の証明がされた固定資産)

第五條の四 法附則第十四条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた固定資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた固定資産とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六條 略

2521 略

22| 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六條 略

2521 略

22| 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働者重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

23| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

23 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二條の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

24 政令附則第十一条第八項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

25 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

24 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二條の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

25 政令附則第十一条第十項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

26 法附則第十五条第八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

26| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

27| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

29| 政令附則第十一条第十三項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

27| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

28| 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

29| 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

30| 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〜三 略

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を改正す

(平成十三年法律第六十一号) 附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十七年

法律第三十六号) 附則第二条第一項に規定する新会社

五略

30| 法附則第十五条第十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

31| 法附則第十五条第十項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

32| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両(同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。)で、法附則第十五条第十一項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

33| 政令附則第十一条第十四項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める

る法律(平成十三年法律第六十一号) 附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号) 附則第二条第一項に規定する新会社

五略

31| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄道車両整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

32| 法附則第十五条第十一項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

33| 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 略

二 前号に掲げる車両以外の車両(同号に掲げる車両と連結して事業の用に供されるものに限る。)で、法附則第十五条第十二項に規定する高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて容易に至ることができる構造であるもの

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める

車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 法附則第十五条第十二項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの
- イ〜ニ 略

ホ 当該代替車両又は当該非代替車両がアルミニウム合金製又はステンレス鋼製のものであること。

- 二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ及びロ 略

34| 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

35| 政令附則第十一条第十六項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

- 一 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもののうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの
- イ〜ニ 略

- 二 法附則第十五条第十三項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ及びロ 略

35| 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

36| 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一〇三略

36| 政令附則第十一条第十六項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37| 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38略

39 法附則第十五条第十七項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四略

40| 法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総

一〇三略

37| 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

38略

39 法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四略

40| 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助

二 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

41 法附則第十五条第十八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四略

42 法附則第十五条第十八項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

43 四略

46 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

47 略

48 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設及管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

49 五略

のは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

41 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四略

42 法附則第十五条第十九項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

43 四略

46 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

47 略

48 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設及管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

49 五略

- 52 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
- 53 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 54 法附則第十五条第二十五項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。
- 55 法附則第十五条第二十五項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 56 法附則第十五条第二十五項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 57 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 58 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。
- 59 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。
- 60 法附則第十五条第二十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条第二号及び第三号に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三

- 52 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
- 53 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 54 法附則第十五条第二十六項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。
- 55 法附則第十五条第二十六項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。
- 56 法附則第十五条第二十六項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。
- 57 法附則第十五条第二十六項第二号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。
- 58 法附則第十五条第二十六項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。
- 59 法附則第十五条第二十七項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三

。 条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする

。 条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする

60| 法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定鉄道等施設 橋りよう（ロッキング橋脚を有するものに限る。）のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣接して並走する線区における特定鉄道等施設 橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

61| 法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

62| 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

63| 法附則第十五条第二十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸

61| 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

62| 法附則第十五条第二十九項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸

水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

64| 略

65| 法附則第十五条第三十項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

66| 法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

67| 法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

68| 及び69| 略

70| 法附則第十五条第三十四項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第

水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

63| 略

64| 法附則第十五条第三十一項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

65| 法附則第十五条第三十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が法附則第十五条第三十二項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

66| 法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

67| 及び68| 略

69| 法附則第十五条第三十五項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第

十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

71| 73| 略

74| 法附則第十五条第三十九項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

75| 法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

76| 略

77| 法附則第十五条第四十項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル局の無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21（二）に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

78| 及び79| 略

80| 法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

70| 72| 略

73| 法附則第十五条第四十項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。

74| 法附則第十五条第四十項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。

75| 略

76| 法附則第十五条第四十一項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル局の無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21（二）に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

77| 及び78| 略

79| 法附則第十五条第四十二項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一及び二 略

81| 法附則第十五条第四十二項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

82| 法附則第十五条第四十二項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

83| 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

84| 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

85| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一| 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二| 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもので

一及び二 略

80| 法附則第十五条第四十三項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

81| 法附則第十五条第四十三項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

82| 法附則第十五条第四十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

83| 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

あること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

86| 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ| 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ| 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二| 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ| その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ| 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

87| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一| 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二| 法附則第十五条第四十五項に規定する認定先端設備等導入計画の写

し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

88| 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

89| 政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

90| 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

91| 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額

がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。)とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の第三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対す

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の第三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対す

る割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積並びに同条第五十項及び第五十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震

る割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合

並びに同条第四十七項及び第四十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震

基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十九項、第五十項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3
3
12
略

13 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）第

基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十七項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第四十八項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3
3
12
略

- 一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。
- 14 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。
- 15 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。
- 16 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
 - 二 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
 - 三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類
 - 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
 - ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書

の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

17及び18 略

19 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第四十九項第一号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十九項第二号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の

13及び14 略

15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

略

<p>政令附則第十 二条第五十項 第一号ハ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>		<p>居住専用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>		<p>居住専用独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専用独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>			<p>居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
-----------------------------------	--------------------------	---	--	-------------------	---	--	---------------------	---	--	--	--

<p>政令附則第十 二条第四十七 項第一号ハ</p>	<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
------------------------------------	--------------------------	---

政令附則第十 二条第五十項 第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第五十項 第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の

政令附則第十 二条第四十七 項第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第四十七 項第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の

	<p>政令附則第十 二条第五十一 項第二号ロ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>		<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
	<p>政令附則第十 二条第五十一 項第一号ハ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>		<p>居住専有独立 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
		<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>			<p>割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	<p>政令附則第十 二条第四十八 項第二号ロ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>		<p>一の独立区画 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
	<p>政令附則第十 二条第四十八 項第一号ハ</p>	<p>居住用専有部 分の床面積</p>		<p>居住専有独立 部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
		<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>			<p>割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	政令附則第十 二条第五十一 項第二号ハ	居住用専有部 分の床面積		人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。		居住専有独立 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。		居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
--	---------------------------	-----------------	--	--------------------------	---	--	------------------	---	--	---

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

	政令附則第十 二条第四十八 項第二号ハ	居住用専有部 分の床面積		人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。		居住専有独立 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。		居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
--	---------------------------	-----------------	--	--------------------------	---	--	------------------	---	--	---

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

等)

第七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合
- 二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 場合

被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納

等)

第七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合
- 二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 場合

被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納

税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」とい	$(1/A) \times (B \times C) / D$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」とい	$(1/A) \times (B \times C) / D$ （算式の符号） A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

う。)で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。)以下となる当該共有持分を有しているもの

う。)で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。)以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の
四第三項第三号から第
五号までの規定により
特例対象者からその者
が平成二十八年四月十
三日において有してい
た当該被災共用土地に
係る共有持分（以下こ
の項及び次項において
「特定共有持分」とい
う。）を取得した同条
第四項第一号イに規定
する相続人等（同条第
三項第三号又は第五号
の規定により相続人等
から特定共有持分を取
得した相続人等を含む
。以下この項において
「相続人等」という。
）で令和五年度又は令
和六年度に係る賦課期
日において当該被災共
用土地の面積にその者

ロ 政令附則第十二条の
四第三項第三号から第
五号までの規定により
特例対象者からその者
が平成二十八年四月十
三日において有してい
た当該被災共用土地に
係る共有持分（以下こ
の項及び次項において
「特定共有持分」とい
う。）を取得した同条
第四項第一号イに規定
する相続人等（同条第
三項第三号又は第五号
の規定により相続人等
から特定共有持分を取
得した相続人等を含む
。以下この項において
「相続人等」という。
）で令和三年度又は令
和四年度に係る賦課期
日において当該被災共
用土地の面積にその者

<p>の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>イ (1/A) × {B × ((C + 200平方メートル × D - E × F) × ((E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I))) / J} + K × ((E × G - C - (200平方メートル × D - E × F)) × ((E ×</p>
<p>の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>イ (1/A) × {B × ((C + 200平方メートル × D - E × F) × ((E × G - C) / (E × H - 200平方メートル × I))) / J} + K × ((E × G - C - (200平方メートル × D - E × F)) × ((E ×</p>

<p>積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（平成二十八年四月 十四日以後にその者が 取得した当該被災共用 土地に係る共有持分を 除く。以下このイにお いて同じ。）の割合を 乗じて得た面積が二百 平方メートルを超える こととなる当該共有持 分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で令和五年 度又は令和六年度に係 る賦課期日において当 該被災共用土地の面積 に相続等に係る特定共 有持分の割合を乗じて 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと なる当該特定共有持分 を有しているもの</p>	<p>$G-C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / L) \times (1 / G)$</p> <p>ロ $(1 / A) \times ((B \times E) / J)$</p> <p>イ $J < E \times (F + H)$ である場合には イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にはロの算式を用いる 。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資 産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模 住宅用地である部分に係る固定資 産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに 掲げる被災共用土地納税義務者又 は同号ロに掲げる相続人等に係る 特例対象者（D）において「専有部 分の従前所有者」という。）が所 有していた専有部分が2以上の部 分に独立的に区画されていた場合 には、200平方メートルに当該 専有部分に存した住居の数（D）及</p>	<p>積にその者の当該被災 共用土地に係る共有持 分（平成二十八年四月 十四日以後にその者が 取得した当該被災共用 土地に係る共有持分を 除く。以下このイにお いて同じ。）の割合を 乗じて得た面積が二百 平方メートルを超える こととなる当該共有持 分を有しているもの</p> <p>ロ 相続人等で令和三年 度又は令和四年度に係 る賦課期日において当 該被災共用土地の面積 に相続等に係る特定共 有持分の割合を乗じて 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと なる当該特定共有持分 を有しているもの</p>	<p>$G-C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / L) \times (1 / G)$</p> <p>ロ $(1 / A) \times ((B \times E) / J)$</p> <p>イ $J < E \times (F + H)$ である場合には イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にはロの算式を用いる 。</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資 産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模 住宅用地である部分に係る固定資 産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに 掲げる被災共用土地納税義務者又 は同号ロに掲げる相続人等に係る 特例対象者（D）において「専有部 分の従前所有者」という。）が所 有していた専有部分が2以上の部 分に独立的に区画されていた場合 には、200平方メートルに当該 専有部分に存した住居の数（D）及</p>
---	--	---	--

	<p>びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p>	
	<p>びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p> <p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p> <p>E 当該被災共用土地の面積</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和3年度又は令和4年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の<u>令和3年度又は令和4年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p>	

	<p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は<u>同号ロ</u>に掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p>	
	<p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は<u>この号ロ</u>に掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p>	

	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有している者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有

	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有している者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有

していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者

していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者

の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7～10 略

11 政令附則第十二条の四第十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋

を所有し

ていた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋に代わるものとして法附則第十六条

の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7～10 略

11 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災

償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有し

ていた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条

の二第十項 〃の規定の適用を受けようとする家屋

（以下この号及び次号において「代替家屋」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋 及び当該代替家屋 の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋 が平成

二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋

の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋 が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋 〃 が平成二十八年度分の固定資産税に係る

固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋 が存したことを証する書類及び代替家屋 の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者

（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項

の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか

戸籍の謄本又は法人

の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却

資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成

二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋又は

被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成二十八年度分の固定資産税に係る

固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は

は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の二第十項又は第十一項

の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか

、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人

に係る登記事項証明書

その他のその適用を受けようとする者が
相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積
等)

第七条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

に係る登記事項証明書、同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が

相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積
等)

第七条の四 略

2及び3 略

4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地」とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号に	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号に	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

において同じ。)を平成三十年六月二十七日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の

において同じ。)を平成三十年六月二十七日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(同月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の

数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）
以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成三十年六月二十七日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む）
。以下この項において

数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）
以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成三十年六月二十七日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む）
。以下この項において

<p>「相続人等」という。)で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものである。以下この項において「相続等」に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用</p>
	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + 2)$</p>

<p>「相続人等」という。)で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものである。以下この項において「相続等」に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用</p>
	<p>イ $(1/A) \times \{B \times (C + 2)$</p>

土地納税義務者	
イ 特例対象者で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成三十年六月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの	$00 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / L) \times (1 / G)$
ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて	<p>（算式の符号）</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部</p>

土地納税義務者	
イ 特例対象者で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成三十年六月二十八日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの	$00 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) / L) \times (1 / G)$
ロ 相続人等で令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて	<p>（算式の符号）</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Dにおいて「専有部</p>

<p>得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p>	<p>得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))</p>
<p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p>	<p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの</p>		
<p>E 当該被災共用土地の面積</p>	<p>E 当該被災共用土地の面積</p>		
<p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p>	<p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p>		

	<p>G この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和5年度又は令和6年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地 納税義務者又は<u>同号ロ</u>に掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p>	
	<p>G この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和3年度又は令和4年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和3年度又は令和4年度</u>に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地 納税義務者又は<u>この号ロ</u>に掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの</p>	

	<p> J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 </p>
<p> 三 次に掲げる被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しないう専有部分を有していた者 ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。） </p>	<p> $(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額 B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したものの </p>

	<p> J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 </p>
<p> 三 次に掲げる被災共用土地納税義務者 イ 平成三十年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しないう専有部分を有していた者 ロ 平成三十年六月二十八日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。） </p>	<p> $(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額 B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和3年度又は令和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したものの </p>

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成三十年六月二十七日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみな

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成三十年六月二十七日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみな

し、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7～9 略

10 政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家

屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第

し、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7～9 略

二号において同じ。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11 政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産(以下この項において「被災償却資産」という。)を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の三十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産(以下この号及び次号において「代替家屋等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又

は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成三十年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の三十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の五 政令附則第十二条の六第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定する従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部

に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合（同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 | 政令附則第十二条の六第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住

宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積

3 | 政令附則第十二条の六第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部

であつた場合には、当該部分の数による。

4| 法附則第十六条の四第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一| 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二| 被災共用土地が法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5| 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算

式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
<p>一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日にお</p>	<p>$(1/A) \times ((B \times C) / D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 当該被災共用土地の面積</p> <p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>

いて当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の六第三項第三号から第

五号までの規定により
特例対象者からその者
が令和二年七月二日に
おいて有していた当該
被災共用土地に係る共
有持分（以下この項及
び次項において「特定
共有持分」という。）
を取得した同条第四項
第一号イに規定する相
続人等（同条第三項第
三号又は第五号の規定
により相続人等から特
定共有持分を取得した
相続人等を含む。以下
この項において「相続
人等」という。）で令
和五年度又は令和六年
度に係る賦課期日にお
いて当該被災共用土地
の面積にその者の当該
被災共用土地に係る特
定共有持分の割合（当

<p>該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持</p>
	<p>一 $\frac{1}{A} \times \{ B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C)) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) + J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C)) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) \div L) \} \times (1 /$</p>

分（令和二年七月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

G)

ロ $(1/A) \times (B \times E) / J$

イ $J < E \times (F + H)$ である場合には

イの算式を用い、 $J \geq E \times (F + H)$

) である場合にはロの算式を用いる

。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル（前号イに

掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る

特例対象者（Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所

有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合

には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（D及び

Iにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積と

する。)

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の専有部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和

6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの

I この号イに掲げる被災共用土地
納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したものの

I 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積

<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>$(A - (B + C)) / (A \times D)$ (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
--	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災

共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるとときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者とみなし、当該第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を

乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の四第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の 第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	$\frac{(1/A) \times ((B \times C) / D)}{D}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)}{G}$
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 G 当該被災共用土地に係る	

第五項 の表の 第二号	当該被災共用土地の面積	非住宅用地である部分の面積
$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)))\}}{(1/A) \times ((B \times E) / J)}$	$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)))\}}{(1/A) \times ((B \times M) / (J + N \times ((E - M) / O))}$	
$\frac{E \times (F + H)}{L}$	$\frac{M \times (F + H)}{L}$	
<p>当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	

第六項	当該被災共用土地の面積	<p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>

9 |

法附則第十六条の四第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四項 各号列 記以外 の部分</p>	<p>附則第十六条の四第三項</p>	<p>附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>
<p>第四項</p>	<p>附則第十六条の四第三項</p>	<p>附則第十六条の四第八項の規定</p>

		第一号		第二号		第四項		第五項		外の部分	
被災共用土地に係る持分の	同項の	被災共用土地	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）	被災共用土地	附則第十六条の四第一項	被災共用土地	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	附則第十六条の四第三項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る持分の
特定仮換地等に対応する従前の	同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項の	特定仮換地等	同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項	特定仮換地等	附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項	特定仮換地等の面積	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の

第五項 の表の 第一号	被災共用土地に係る次の 被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持 分	被災共用土地に係る特定共 有持分	被災共用土地に係る固定資 産税	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持 分	被災共用土地に係る固定資 産税	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	第五項 の表の 第二号		
											特定仮換地等に係る次の 被災共用土地の面積	特定仮換地等に係る共有持 分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
												割合	の土地である被災共用土地に 係る持分の割合
													特定仮換地等に係る次の 被災共用土地の面積
													特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
													特定仮換地等に係る固定資産 税
													特定仮換地等に係る小規模住 宅用地

第五項 の表の 第三号	被災共用土地に係る一般住宅用地	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等納税義務者 被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等納税義務者	特定仮換地等納税義務者
第六項	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分

項	住宅用地	宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
五項の表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
二項の表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
六項の表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
項		

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

- 3 | 法附則第三十條第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
- 一 | 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- イ | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- ロ | 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 | 第十五條の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル(以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。
- 4 | 法附則第三十條第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
- 一 | 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- イ | 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- ロ | 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一條第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル（第六項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6| 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3 | 法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

三 第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル(次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。

ル)が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 | 法附則第三十条第四項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

7 | 法附則第三十条第七項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二 略

三 令和二年度燃費基準達成レベル

ル)が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8 | 法附則第三十条第八項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の
1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、
かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

5) 国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（福島県双葉郡檜葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例）

第八条の四の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第十六条の四の三の規

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ
1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、
かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 略

二及び三 略

9) 国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイル（道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルをいう。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該軽自動車に対する第三項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるものとする。

（福島県双葉郡檜葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例）

第八条の四の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する第十六条の四の三の規

定の適用については、当分の間、同条中「第一号及び第二号により算出した数の合計数」とあるのは「第一号及び第二号により算出した数の合計数に令和二年九月三十日 において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た数」と

、同条第一号中「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、「令和二年

国勢調査人口等基本集計第二―七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分別）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比）

「が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇〇四歳」

、「五〇九歳」、「十〇十四歳」及び「十五〇十九歳」とあるのは「

平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人）の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇〇四歳」、

「（再掲）五〇九歳」、「（再掲）十〇十四歳」及び「（再掲）十五〇十九歳」と、同条第二号中「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、「令和二年国勢調査従業地・通学地によ

る人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」とあるのは「平成二十二年

国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従

定の適用については、当分の間、同条中「第一号及び第二号により算出した数の合計数」とあるのは「第一号及び第二号により算出した数の合計数に平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た数」と、同条第一号及び第二号中「平成二十七年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、同条第一号中

「平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三―二表

「とあるのは「

平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表

「と、同条第二号中

「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数

）とあるのは「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従

業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）の表

頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」

「と」、「うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」

あるのは「表側「総数（男女別）」と、「表側が「十五歳未満」及び

「十五歳未満」」とあるのは「十五歳未満」及び「十五歳未満」

「と」、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」とある

のは「うち他県に常住」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

- 一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲

業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）

「と読み替えるものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

- 一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ及びロに掲

げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長が認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地に対するものに限る人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまでに掲げる書類

げる書類

ロ 土地等の買取りをする者の当該買取つた土地等を法附則第三十条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に政令附則第十七条の二第一項に規定する市町村長の同項又は同条第三項若しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市町村長の認定した日の通知を受けている場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第二十四項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合を含む。次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ロ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地に対するものに限る人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまでに掲げる書類

口 略

- 三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡
当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類
- イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

口 略

3 5 略

- 6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

- 二 租税特別措置法施行規則第十三条の三十項第二号に掲げる書類
- 7 政令附則第十七条の二第二項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第一号及び第二号に

口 略

- 三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡
当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類
- イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

口 略

3 5 略

- 6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

- 二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第二号に掲げる書類
- 7 政令附則第十七条の二第二項第二号に規定する災害その他の総務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に

掲げる事情

二 略

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 第一号に規定する譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

四 略

10
12 略

（政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等）

第十五条 略

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

掲げる事情

二 略

8 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。

9 前項に規定する書類の交付を受けた者（法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けている者に限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類に当該交付を受けた書類（法第四十五条の二第一項又は第三百七条の二第一項の規定による申告書に添付しているものを除く。）を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 第一号に掲げる譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

四 略

10
12 略

（政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等）

第十五条 略

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等)

第十六条 略

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。)

一及び二 略

2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十一条第一項の役員であった場合と同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等)

第十六条 略

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。)

一及び二 略

2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社(次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十一条第一項の役員であった場合と同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十八項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十一條第二項第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 政令附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

6～8 略

第十七号様式別表（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十一條第二項第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

6～8 略

第十七号様式別表（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

1～9 略

10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいひ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。（ハ）において同じ。）又は特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載

第17号様式別表記載要領

1～9 略

10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいひ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。（ハ）において同じ。）又は特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載

してください。

- (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(二) 略

11～21 略

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

してください。

- (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下（ハ）において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下（ハ）において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(二) 略

11～21 略

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

記載要領

- 1 略
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税、道府県民税及び森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3～13 略

第十九号様式（第十条の二三関係）

第19号様式記載要領

- 1 この申請書は法第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 略

第四十四号様式別表二（第二十四条の二十九関係）

第44号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34又は

記載要領

- 1 略
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税_____をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3～13 略

第十九号様式（第十条の二三関係）

第19号様式記載要領

- 1 この申請書は法第321条の7の13第1項_____の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 略

第四十四号様式別表二（第二十四条の二十九関係）

第44号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34_____

<p><u>法附則第32条の3若しくは第32条の4</u>（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～7 略</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～7 略</p>
---	---

改 正 後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">第一項</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を</td> </tr> </table>	第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を
第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を		
改 正 前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">第一項</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を</td> </tr> </table>	第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を
第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を		

		第二項	
<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のも の 当該人口をいう。以下こ の条</p>		<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のも の 当該人口をいう。以下こ の条</p>	<p>平成二十二年九月三十日 において同法に基づき住 民基本台帳に記載されて いる者の数で除して得た 率（次項において「特例 率」という。）を乗じて 得た人口（次項において 「特例人口」という。）</p>
<p>従業地、通学地による人 口に特例率</p>		<p>平成二十二年の国勢調査 により</p>	<p>特例昼間人口（ により</p>

		第二項	
<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のも の 当該人口をいう。以下こ の条</p>		<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のも の 当該人口をいう。以下こ の条</p>	<p>平成二十二年九月三十日 において同法に基づき住 民基本台帳に記載されて いる者の数で除して得た 率（次項において「特例 率」という。）を乗じて 得た人口（次項において 「特例人口」という。）</p>
<p>従業地、通学地による人 口に、平成二十七年九月 三十日において住民基本 台帳法に基づき住民基本 台帳に記載されている者 の数を平成二十二年九月 三十日において同法に基 づき住民基本台帳に記載 されている者の数で除し て得た率（以下この項に</p>		<p>平成二十二年の国勢調査 により</p>	<p>特例昼間人口（ により</p>

同項の人口	昼間人口から常住人口	常住人口 （ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	
特例人口	特例昼間人口から特例人口	特例人口	を乗じて得た人口をいう。以下この項
同項の人口	昼間人口から常住人口	当該市町村の常住人口（ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	
特例人口	特例昼間人口から特例人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）	において「特例率」という。を乗じて得た人口をいう。以下この項

<p>改正後</p>	<p>附則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2～4 略 5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 403 638 728"> <p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p> </td> <td data-bbox="159 739 638 1075"> <p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p> </td> </tr> </table>	<p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p>
<p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p>		
<p>改正前</p>	<p>附則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2～4 略 5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1366 638 1691"> <p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p> </td> <td data-bbox="159 1702 638 2038"> <p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p> </td> </tr> </table>	<p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p>
<p>第六項 前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日</p>		

第七項		
<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの の 当該人口をいう。以下この 項及び次項</p>	<p>特例昼間人口（ により 平成二十二年の国勢調査 に従業地、通学地による人 口に特例率</p>	<p>において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>

第七項		
<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が により前年度末までに 国勢調査のうち最近のもの の 当該人口をいう。以下この 項及び次項</p>	<p>特例昼間人口（ により 平成二十二年の国勢調査 に従業地、通学地による人 口に、平成二十七年九月 三十日において住民基本 台帳法に基づき住民基本 台帳に記載されている者 の数を平成二十二年九月 三十日において同法に基 づき住民基本台帳に記載 されている者の数で除し て得た率（以下この項に おいて「特例率」という</p>	<p>において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>

6 略				
	同項の人口	昼間人口から常住人口	常住人口 （ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	
特例人口	口	特例昼間人口から特例人口	特例人口	を乗じて得た人口をいう。以下この項

6 略				
	同項の人口	昼間人口から常住人口	当該市町村の常住人口（ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	
特例人口	特例人口	特例昼間人口から特定特例人口	人口	を乗じて得た人口をいう。以下この項

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）（第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等）</p> <p>第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。）第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <p>一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。</p> <p>二 借家に居住する世帯であること。</p> <p>三 収入のない世帯であること。</p> <p>2 政令第一条第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 一級地 一・〇</p> <p>二 二級地 〇・九</p> <p>三 三級地 〇・八</p> <p>（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定）</p> <p>第一条 略</p>	<p>（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定）</p> <p>第一条 略</p>

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)

第一条の三 略

(端数計算)

第四条 第一条の三の規定により私有林人工林の面積を補正する場合において、同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則

(令和元年度及び令和二年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積)

第三条 令和元年度及び令和二年度における私有林人工林の面積は、第一条の二の規定にかかわらず、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)

第一条の二 略

(端数計算)

第四条 第一条の二の規定により私有林人工林の面積を補正する場合において、同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則

(令和元年度及び令和二年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積)

第三条 令和元年度及び令和二年度における私有林人工林の面積は、第一条の二の規定にかかわらず、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。

改 正 後		改 正 前	
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）			
歳 入		歳 入	
都 道 府 県		都 道 府 県	
款	項	目	
1 及び 2 略	1 ～ 4 略		
3 地方譲与税	<u>5</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税	
4 ～ 15 略		<u>1</u> 森林環境譲与税	
市 町 村			
款	項	目	
1 略			
2 地方譲与税	1 及び 2 略		
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）			
歳 入		歳 入	
都 道 府 県		都 道 府 県	
款	項	目	
1 及び 2 略	1 ～ 4 略		
3 地方譲与税	<u>5</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税	
	<u>6</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税	
4 ～ 15 略			
市 町 村			
款	項	目	
1 略			
2 地方譲与税	1 及び 2 略		
	<u>3</u> 地方道路譲与税		

	<u>3</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税
3～21	略	

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「	3 地方譲与税		
	1～4 略		
	<u>5</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税	を
			」

	<u>4</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税
3～21	略		

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「	3 地方譲与税		
	1～4 略		
	<u>5</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税	を
	<u>6</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税	」

「	3 地方譲与税		
	1～4 略		
	<u>5</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税	と
	<u>6</u> 航空機燃料譲与税		

「	3 地方譲与税		
	1～4 略		
	<u>5</u> 地方道路譲与税	<u>1</u> 地方道路譲与税	と
	<u>6</u> 森林環境譲与税	<u>1</u> 森林環境譲与税	
	<u>7</u> 航空機燃料譲与税		

<p>4 略</p>	<p>1 略</p>
<p>すること。</p>	
<p>2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するビルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、</p> <p>「 2 地方譲与税</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 <u>森林環境譲与税</u></p> <p>3～8 略</p>	<p>1 略</p> <p>を</p> <p>「 2 地方譲与税</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 <u>森林環境譲与税</u></p> <p>1 <u>森林環境譲与税</u></p> <p>3～8 略</p>
<p>「 2 地方譲与税</p> <p>1及び2 略</p>	<p>「 2 地方譲与税</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 <u>地方道路譲与税</u></p> <p>1 <u>地方道路譲与税</u></p> <p>1及び2 略</p>

	<u>3</u> 森林環境譲与税 <u>4</u> 特別とん譲与税 <u>5</u> 航空機燃料譲与税 <u>6</u> 石油ガス譲与税 3～12 略	<u>1</u> 森林環境譲与税 1 略 1 略 1 略	と		<u>4</u> 森林環境譲与税 <u>5</u> 特別とん譲与税 <u>6</u> 航空機燃料譲与税 <u>7</u> 石油ガス譲与税 3～12 略	<u>1</u> 地方道路譲与税 <u>1</u> 森林環境譲与税 1 略 1 略 1 略	と
<p>すること。</p>		<p>すること。</p>					